

知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いの推進について（通達）

令和6年1月26日
佐本捜二発第9号
佐賀県警察刑事部長から関係所属長宛て

（概要）

知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いを推進するために、実効ある諸対策を講じることを指示したものである。

主な指示事項の概要は、

- 基本的な考え方
- 迅速かつ適正な取扱いの推進
- 警察本部による指導・管理の強化等
- 警察署における対応
- 本部捜査第二課との緊密な連携
- 検察庁との連携
- 適時適切な評価と士気の高揚

である。